

鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の肉用牛繁殖経営を営む者の経営安定及び繁殖生産基盤の拡充・強化を図るため、高齢の繁殖雌牛のとう汰を行った生産農家に対し、予算の範囲内において鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業実施前年度の1月1日（以下「期首」という。）から12月31日（以下「期末」という。）までの間において、飼養頭数を維持又は増加した者であること。
- (2) 肉用牛繁殖経営を営む者が、個人にあっては市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること、又は法人にあっては市内に事業所又は営業所を有し、本市に法人市民税の納税義務があること。
- (3) 肉専用種繁殖雌牛台帳（「以下「繁殖雌牛台帳」という。」等で飼養管理者として確認ができること。ただし、相続又は経営移譲等により、名義人と飼養管理者が異なることについて相応の理由があるものについては、現在の飼養管理者を交付対象者として認めるものとする。
- (4) 奨励金の支給に当たり、この要綱に定める納税情報を含む各種情報及び書類の照会、取得及び提出について了承したものであること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 政治活動若しくは宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (7) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(奨励金の支給対象及び支給条件)

第3条 奨励金の交付対象となる高齢繁殖雌牛（以下「とう汰牛」という。）は、交付対象者が期首以前から飼養している繁殖雌牛のうち、期末までの期間にとう汰したもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 期末時点において、とう汰牛の月齢が満13歳以上であること。
- (2) 期末時点において、繁殖雌牛台帳により、出荷の実施を確認できるものであること。
- (3) 妊娠牛として出荷したものでないこと。
- (4) 繁殖用に供しないものとして、と畜又は成牛せり市等に出荷したものであること。
- (5) 交付対象者の飼養管理下において、5年以上繁殖雌牛として飼養管理されたものであること。ただし、就農5年未満の新規就農者にあつては、この限りではない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、予算の範囲内において、とう汰牛1頭当たり10万円以内とする。

2 奨励金の対象となるとう汰牛は、交付申請を行った年度につき交付対象者1戸当たり15頭以内とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金支給申請書兼口座振込申出書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 繁殖雌牛台帳の写し
- (2) とう汰牛の登録証明書の写し
- (3) とう汰牛の売却を証する写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付対象者が2月末日までに前項に規定する書類の提出を行わなかったときは、奨励金の受給を辞退したものとみなす。

(奨励金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めたときは、奨励金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

2 前項の場合において市長は、必要があると認めたときは条件を付するものとす

る。

3 奨励金の支給は、申請者が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(不当利得の返還等)

第7条 市長は、奨励金の支給を受けた者が、偽りその他不正の手段により奨励金を受けたと認めたときは、既に支給した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金支給申請書

鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金の交付を受けたいので、鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、鹿屋市が審査の範囲内において、要綱に定める市税情報を含む関係書類の照会、調査及び取得を行うことに同意いたします。

記

1 交付申請額 円

2 とう汰牛の頭数

頭（詳細は繁殖雌牛台帳の写し等のとおり）

申請するとう汰牛は、繁殖用に供しないものとして、と畜又は成牛せり市等に出荷したものです。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金については、鹿屋市高齢繁殖雌牛とう汰事業奨励金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |